

第十三回 參議院農林委員會會議錄

昭和二十七年五月七日(水曜日)午後一時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長  
理事  
學生三七君

委員

池田宇右衛門君

宮本 邦彥君  
赤澤 與仁君  
飯島通次郎君  
片柳 真吉君  
三浦 長雄君  
小林 孝平君  
三橋 八次郎君  
松永 義雄君

農林政務次官	野原正勝君
食糧府長官	東畑四郎君
日本萬売公社監理官	久米武文君
事務局側	
常任委員会専門員 安樂城敏勇君	
常任委員会専門員 倉田吉雄君	
本日の会議に付した事件	
○食糧管理法の一部を改正する法律案 (内閣送付)	
○農林政策に関する調査の件 (専徳に關する件)	

## ○食糧管理法の一部を改正する法律案 (内閣送付) ○農林政策に関する調査の件 (塩価に関する件)

を行いたいと思います。本案について  
は先に提案理由を聽取した後、東畠食  
糧庁長官からその内容について一應の  
説明を承わつたわけありまするが、即  
これら質疑を願うことにいたしま  
す。

○小林幸平君 私は審議に入る前に今  
回の麦類の政府買入価格及び壳剥価格  
について政府の方針に従つて具体的に  
最近の事実に基いて算出すればどれく  
らいになるかと、そういう資料を一つ提出し  
て頂きたい、こういうふうに考えるも  
のであります。そこで右について農業  
バリティ指教の基準を從前通り昭和九  
年から十一年の三ヵ年平均とした場合  
はどうなるか、又農業バリティ指教の  
基準を衆議院の農林委員会の決議のよ  
うに昭和二十五年と二十六年の二ヵ年  
平均とした場合はどうなるか、こうい  
う点であります。この問題について次  
の資料を次の農林委員会までに提出し  
てもらいたいと思うのでありますて、  
具体的には大麦、はだか麦、小麦、精  
麦及び小麦粉の生産者推定価格及び消  
費者推定価格について次の事項を知り  
たいのであります。一は現行価格、二  
は昭和二十七年度の予算価格、三は政  
府方針、即ち農業バリティ指教基準を  
昭和二十六年度にとつた場合の価格、即  
合の価格、五が農業バリティ指教基準  
が昭和二十五、二十六年の二ヵ年平均  
の場合の価格、六が麦の再生産費を確  
保することを旨とした場合の価格、即

ち今回衆議院の農林委員会における修正のようとした場合の価格。それからもう一つは、第二番目は昭和二十七年度予算中米類の輸入補給金及びその算出の基礎。以上の資料を次の農林委員会までに提出して頂きたいところというふうに思うのであります。資料の提出をして頂きまして、これについて更に審議をいたしたいと、こう思うのであります。

それから一、三のお尋ねをいたすのでありますけれども、米麦は両者一体として一元的に主食として取扱われるべきものと考えるのであります。併し米麦のうちでも生産者の側から言つても又消費者の側から見ても、何と言つても米が第一であつて麦はその次に位するものであるということは否めない事実であります。従つてこれら両者の価格についても米の価格のほうがより重大であつて、この考え方は本改正法律案の第四条の二においても窺われるのです。そこでこういうような観点に立ちましてお尋ねいたしたいのですが、政府のお考えはどうでありますか。先ず第一に米の政府の買入価格、即ち生産者価格については現行法の第三条に規定されておりますが、この規定は占領下にあつては全くこれは無視されて來たのであります。そこで今回独立に伴つてかかる規定が誠実に執行されると思ふのであります。が、政府のお考えはどうでありますか。先ずこの点を一つお尋ねいたしたいと思います。

前に申上げますが、只今小林委員から御発言の中にもありました通り、本法案はその第四条の第二項中一部分業識院で修正になつて来ておりますので、その辺お含みを願います。

○政府委員(東畑四郎君) 小林さんの御質問は第三条の米の法律に関する御質問だと思うであります。米の価格につきましては御承知のように、生産費及び物価その他経済事情を参考してこれを定めるという規定になつております。現実は御承知のように昭和九一一年を基礎にいたしましたパリティを以て価格をきめまして、なお若干の加算を加えた価格で決定しておるのであります。勿論農林省といたしましても生産費調査はやつておりまして、それと見比べまして実質的にパリティと生産費と比べまして、率直に言いますと、パリティのほうが高く出ておる場合もあります。生産費を見ないじやないかということじやございませんで、生産費もやはり睨んで検討はしておるのではありますけれども、価格体系といたしましては、いわゆるパリティ方式をずっと終戦以来とつて参つたのです。新米穀年度、新米につきましてこの法案をどうするかという問題につきましては、我々といたしましては、只今のところ食糧管理法は麦に関する面だけの改正にとどめまして、米につきましては改正する意図はございません。

家議院の修正も含めまして、この改正法律案の麦の生産者価格の規定を比較いたしますと、麦について非常に重点が置かれて米の価格が二次的に取扱われ、主客転倒しておるようと思われるのであります。これは先ほど申上げましたよう、法律の第四条の二の規定においても米を主に麦をそれに次ぐものとして考えるという、この根本方針に反しておるようと思うのであります。この辺について政府の考え方はどうですか、お尋ねします。

五七九

○政府委員(東畠四郎君) 衆議院のほうで第四条の二の第二項の末項に麦の再生産を確保することを旨としということの修正を受けたのであります。が、我々としたしましては、今日麦につきまして生産費調査もいたしておるのでありますけれども、何分にも裏作でありまして、労銀の調査であります。するとか、いろんな点でまだ政府として自信のあるものはありません。又調査農業等につきましても数が少いものでござりますから、果して的確につかめるかどうかについて疑問がありまして、生産費調査、そういうものを実は価格決定の様式にするわけには行かなかつたのであります。従いまして、法律はパリティで算出いたしまして、麦の生産量等も勿論参酌するということであります。なおこれは再生産を確保するとして、なほこれは再生産を確保するといふ根本趣旨から決議等もあつた次第なんでございます。米につきましても、勿論これは生産費、物価その他の経済事情を参酌して定めるのであります。

ります。ところがこの法律は衆議院で  
本案は非常にもめた。その結果この「麦  
ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシ」と  
いう一項を入れて一応この法律に今まで  
で反対の立場をとつてた人たちも賛成する  
というような状態になつたのだ  
ろうと思うのであります。そういうよ  
うな非常に重要な私は規定であろうと  
思う。又これを入れた人たちもこれに  
絶大なる期待をかけて修正をし、そう  
して賛成したのだろうと思うのであり  
ます。けれども、長官の説明によりま  
すと、これがなくとも、米はないので  
す、なくともその精神は少しも變らない  
いと、こういうことであれば、今まで  
のやり方に不満であるからこういう規  
定を入れた、ところが一方政府のほう  
ではそれはあつてもなくとも同じ取扱  
をやつているのだということであれ  
ば、これは法案を通すときはともかく  
何でもかんでもいいから通るようにな  
うので通したが、あとはまあ從来通  
りということになるのじやないです  
か。甚だこの点は不満であります。  
まあ一応この点はこの辺でやめます。  
又機会を見まして、先ほど要求いたし  
ました資料を見まして、具体的にどう  
いう本当に麥の生産を確保することを  
旨とするのが価格の上に現れるか  
どうかという点から見まして、又やる  
ことにいたします。

に消費者価格について見ますと、一層これははつきりいたしておるのでありますまして、衆議院の農林委員会の決議になりますと、この決議は、まあ從来政府のやり方は、一応聞きおく程度でとうござつたのでありますから、今回はどういう決意を持つておられるかどうか、更にお尋ねいたしますが、いずれにいたしましても、この衆議院の決議によりますと、消費者価格は現在の価格よりも特別に上げないと、こういう第二項によりまして、大体精神はそういうふうに、麦類の買入、売渡しにより食糧管理特別会計に赤字を生じた場合、政府は一般会計より赤字補填を行ひ、これを生産者又は消費者に負担せしめないこと、という規定があり、具体的には二重価格制をとののであります、こういうふうに麦についてはやつておるにもかかわらず、米にはやらない。これでもなお米の価格を主にし麦は従であるか。米の価格について少しバランスを失しておるのではないのかというふうに思うのですが、これでも政府は先ほどの御説明の通り、米については重点を置き麦は従だという考え方をとつておられるかどうか、伺います。

用についても努力を願いまして、全体として消費者価格水準を上げないといふのが今年度の実は建前であつた。従いまして衆議院のほうで、私としましては二十六年を基準にいたして米類価格の決定をするということを申しておきましたが、衆議院の意思として二十六年のみならず米価審議会等の懇談会等の意見もあつたので、二十五年、二十六年の平均を基準にしてはどうかといふ決議がありましたて、政府もその趣旨に則りまして、それだけ生産価格が上つたのであります。従いまして、今日の家計から見ました価格水準を上げたくないという希望とそこに若干の差が出ましたのですから、ここにやはり若干の価格差が出るわけであります。当初の考え方と決議とが若干食い違つた傾きがあります。法案そのものとしては家計、物価その他の経済事情を参考して定めるという方針には變りはないのであります。

米の価格の取扱方といふものが非常に均衡を失しておる、こういふように思うのであります。先ほどの再生産を確保するといふ点などにつきましてもまだ問題があるのでありますけれども、衆議院側がそういうふうに修正いたしました考え方の根本から考えると、非常に米と麦との取扱方は不均衡になつて来る、こういふようなわけでありますので、私は政府としてこの米の生産者価格の規定も麦の価格の規定と睨み合せてこの際修正する必要があると思うのでありますけれども、政府のお考えはどうですか。

○政府委員(東畑四郎君) 政府といたしましては、米につきましては、この規定の運用の適正を期すれば小林さんの御趣旨も達成せられる、こういふに実は考えておる次第であります。

○小林繁平君 そうすると、別に修正を加えなくとも差支えがないと、こういうふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 運用よろしければ、さように考えております。

○小林繁平君 この点はなお先ほど要来たしました資料ができましてから、更に検討することにいたしまして、一応次の問題に移りたいと思います。

今回の改正法案によりますと、現行法の第三条の二の削除によりまして、いも類について生産者申込みによる政府買入の制度が廃止せらることになりますとの解釈せらるのでありますが、果してそうでありますかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(東畑四郎君) 法律としてはこの規定を削除して、実際問題とい

たしても、甘藷、馬鈴薯は買うといふことは今のところ考えておりません。

○小林翠平君 大体この制度は、先にいも類の供出配給制度が廃止せられる際に、その善後措置として、且つ今後も類の需給を調節し、その価格を維持していも作を育成し、総合的の農業食糧政策の確立に寄與するために特に設けられた制度であります。今この制度を突如として、而も本改正法律案の提案理由において何らの説明も行わないで、あいまいのうちに廃止せんとするその理由をお伺いいたしておきたいと思います。

○政府委員(東畠四郎君) 従来この制度は、主要食糧が非常に不足をいたしておりました場合、雑穀、甘藷、馬鈴薯等もやはり一つの供出制度と違いました意味で政府が集荷をいたしたのであります。今日の段階では、政府としてこれをいわゆる主要食糧としまして配給する必要もなし、又価格的な調整をするにしても、甘藷、馬鈴薯を果してそういうふうなものとしてできるかどうかということにつきまして、もう少し技術的に研究する必要がありまして、靈活の面は政府としてはもう必要ありませんが、別個の一つの価格政策として果してこういう商品を取扱えるかどうかという問題につきましては、政府としてはまだ今のところ考えていないのであります。実質上甘藷、馬鈴薯を買うという点は、今日予算もありませんが、別個の一つの価格政策としていたした次第であります。

○小林翠平君 私はこの第三条の削除

は非常に重大な事項であろうと思うのであります。それを提案理由にも極く僅か触れられてあるだけであります。

うちにつれてこれを削除するということであつて、余り触れられてない、うやむやの思ひのところです。これは次の麥類もやがてこれと同一の運命を辿る處理があると、そこで今これの削除の理由を御説明になりまされたけれども、これは不都合であると、こう思うのであります。そこで今この制度は或いは有名無実と

いうような結果になつたかも知れませんが、先般來も深刻に体験されておりましたように、砂糖の統制廢止等に伴つて今後のいも作は重大なる脅威を受けます。従いまして、この条文を削除したことになりますが、お尋ねを

ついて御承知の通りであります。このよ

うな際に、いも類について生産者の申込みによる政府買入れの制度は廃止すべきものではなく、むしろ今後ますます擴大すべきものと考えられる。従つてこの条項の削除は適当でないと思われるのです。今回のこの参議院の審議の際に、この点を修正する必

要があると思われるのでありますけれども、これに対する政府のお考えはどうであるか。それからこの第三条の二の削除によつて、いも類に対する運命について先ほど申上げたように、麦

類についても遠からぬ将来において同じような運命が訪れるものと考えられます。今般の法律改正の全文に亘つて、命について先ほど申上げたように、麦類についても遠からぬ将来において同じような運命が訪れるものと考えられます。そのときはまだ法律案は出ておりませんけれども、その問題に対する論議の一つの重大なる論点であつたのであります。それを今突如これが衆議院から決議がされまして、それに対してもまあ

……今度は先ず手足をもいで次は麦、

こういうふうに逐次なし崩しに食糧管理制度の体系を崩して行くという虞がありますが、長官はこういうことをおやがるのあります。その際に私たちは政府はどういうふうにお考えになつておるが、お尋ねいたします。

○政府委員(東畠四郎君) 均衡化することにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○小林翠平君 均衡化といふことはどういうことになりますか、お尋ねを

いたします。これは非常に重要な問題でござります。

三項の「配給米食率を全国的に均一化すること」。こういうふうに書いてあります。長官はこういうことをおやがるのあります。その際に私たちは、私は特にこれは單作地帯の問題と

いたしまして、殆んど麦類の生産がない、そういう所で今度は麦の統制が廃止されたからといってその地帯の米食率を麦が非常にたくさんできる地帯と一緒にされるということは、消費者として非常に困るから、そういうことを実際にやるかやらないかということをお尋ねしたのに対して、先ほどのよう

に繰返し繰返しそれはやらんと前の食糧長官から言明があつた。又これは大臣からも言明があつたと思うであります。更にこの点につきましては、私はかりじやなく片柳委員からも追及されまして、そういうことが実際政府は米食率を変えないと云うけれども、私が三段階に分れております。これを

ブロック別にだんごと均一化すること

は、価格安定施策も違うと考えておりました。従いまして、この条文を削除したことになりますが、お尋ねを

ついて御承知の通りでありますので、米麦とは若干甘藷、馬鈴薯につきまして

は、価格安定施策も違うと考えておりました。従いまして、この条文を削除したことになりますが、お尋ねを

ついて御承知の通りであります。このよ

うなことになりますが、十五日の米を配給することになるものと憂慮されていることになりますが、十五日の米を配給す

る消費地が全体の配給量の七五%弱を

実は示しておる関係でございます。残りが三段階に分れております。これを

いたしました際に、政府当局は、繰返しそれは変えない、現行の米食率を維持するということを明記されています。

○政府委員(東畠四郎君) 甘藷、馬鈴薯の価格の安定の問題をどういう制度でやつたらいいかということをございますが、我々といたしましては、只今のところは第三条の二のごとく、法案を以て甘藷、馬鈴薯の価格安定を図ります。そこで今この制度は或いは有名無実と

いうふうに逐次なし崩しに食糧管理制度の体系を崩して行くという虞があります。長官はこういうことをおやがるのあります。その際に私たちは、私はかりじやなく片柳委員からも追及されまして、そういうことが実際政府は米食率を変えないと云うけれども、私が三段階に分れております。これを

ブロック別にだんごと均一化すること

は、価格安定施策も違うと考えておりました。従いまして、この条文を削除したことになりますが、お尋ねを

ついて御承知の通りであります。このよ

うなことになりますが、十五日の米を配給す

る消費地が全体の配給量の七五%弱を

実は示しておる関係でございます。残りが三段階に分れております。これを

いたしました際に、政府当局は、繰返しそれは変えない、現行の米食率を維持するということを明記されています。

○政府委員(東畠四郎君) 均衡化することにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○小林翠平君 均衡化といふことはどういうことになりますか、お尋ねを

いたします。これは非常に重要な問題でござります。

○政府委員(東畠四郎君) 御承知のよ

うに今二十日配給する所と十五日の所とございますが、十五日の米を配給す

ることにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○政府委員(東畠四郎君) 均衡化することにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○小林翠平君 本日は一應御質問し

て、それから又改めていろいろ、詳細に伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

いたしました際に、政府当局は、繰返しそれは変えない、現行の米食率を維持するということを明記されています。

○政府委員(東畠四郎君) 甘藷、馬鈴薯の価格の安定の問題をどういう制度でやつたらいいかということをございますが、我々といたしましては、只今

のところは第三条の二のごとく、法案を以て甘藷、馬鈴薯の価格安定を図ります。従いまして、この条文を削除することにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○政府委員(東畠四郎君) 均衡化することにつきましては、政府としても努力をいたしたいと思ひます。均一化、

均一にすることは到底今のところはできません。均衡化することは努力いたします。

○小林翠平君 本日は一應御質問し

て、それから又改めていろいろ、詳細に伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

これは先ほどどの程度政府が一体これをお伺いたしたいと、こう思うのであります。そこで次の問題に入りますが、今回の衆議院のこの附帯決議に、

いうふうにやるのだ、食糧の再生産を確保するように価格をきめる、何はどうするといふに非常に確信ある御答弁があるけれども、長官がいつまでも、もう説がわからないといふことは非常に困ると思うのであります。もう一度よく御研究になつて、果して長官が今言われたように変えられるものであるか変えられないものであるか、変えるべきが至当であるかどうかということを一つ御研究になつて頂きたい。改めて次の機会にこの点を御質問をいたしたい、こういうふうに思つておるのであります。

それから次は、政務次官にお尋ねいたしますけれども、この法案の提案理由の説明を見ますと、「これまでの供出

給制度を廃止すると共に統制廃止後の麦類の需給調整を行なつため」こうい

うふうにあります。が、政務次官は只今の改正法律案によつて行われるよ

うに、麦類の供出配給はやめたけれども、広汎なる、相当強力なる需給調整

をやる、生産者から申出があれば全部これを買上げる、そして政府が価格操

作をやり、更に今回の衆議院の決議によりますれば、二重価格制を行な

して食糧特別会計にその赤字が出たらば一般会計からこれを補填するとい

うよな、相当強力なる需給調整をやることになつておるのでありますけれども、こういうことをやつてもなおこ

れは統制ではないとお考へになるか。こういうことは、自由党の自由経済であるか、その点をお

立つだけの価格を最低線として保障す

尋ねいたしたいのです。この点をはつきりしておかないと国民党は非常にお迷うのです。自由党を大いに支持し、自由になるかと思つたらこういう強力なものが自由だということになりますといふと……はつきりこの点お尋ねいたします。

○政府委員(野原正勝君) 今回の管理法の改正は、いわゆる自由党という政党があたかも自由といふ名前が非常に強調されるために、なんでもかんでも自由にやるというふうな概念的にそのままは八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

は八百万石程度の分を予算としては見ています。若し希望が非常に殖えたという場合には、勿論これは食糧特別統制の問題につきまして、自由放任の政府に売渡しを希望するものにつきましては、無条件に無制限に買上げるという建前でございます。大体数量等

しまして、この法案を御審議頂くとわかるのであります。が、それはまあ統制廢止という形はとつておりますが、食糧管理方式の変更なんでありまして、統制撤廃と言えど撤廃であります。が、大きく見ればやはり需給調整のためにかなり、小林さんのおつしやるようになりますので、若しこれが甚だしく高くなるというふうなことになります。が、生活、国民経済に一番影響の大きい米麦の問題であります。特に麦も国民の生活という問題と非常に大きな関係がありますので、若しこれが甚だしく高くなるといふ場合は、國民生活に非常に影響がありますので、これが値段が余り高くなつたといふ場合におきましては、政

府の手持のものを適宜需給調整の面で放出をいたしまして、価格におきましても十分考慮して適当な価格に落着くようないふうな措置をとるといふふうなことでございまして、生産者、消費者両面について十分考慮しているのであります。が、世にいわゆる自由放任の制度ではなくして、新らしい食糧管理方式を、國民のできるだけ自由の選択、或

いは大いに増産の意欲を盛上げての施策としてこの問題をとらえたといふふうなことであります。が、その点におきましては、大きく見れば、これは食糧

の管理方式の変更に過ぎないと見る方もある。が、それを明確にわざわざ御審議によりまして、常に今回の衆議院の修正並びに附帯決議によりまして、これは明らかに

これは非常に國民も迷うからはつきりと、特に今回の衆議院の修正並びに附帯決議によりまして、これは明らかに

これは非常に國民も迷うからはつきりと、常に今回の衆議院の修正並びに附帯決議によりまして、これは明らかに

これは非常に國民も迷うからはつきりと、常に今回の衆議院の修正並びに附帯決議によりまして、これは明らかに

に自由党といふ名稱によつてお考えになつておられるような政党とは、実際の質的なものは違うのじやないか、又違ひであると思います。私個人としては、現段階において国民生活全体を通じて、日本の産業、経済乃至は文化の面から見ましても、やはり統制といふもの姿と自由の面とを調整をいたしまして、順次我々の考えておる自由の線を持って行く。その過程におきましては或る程度の統制と言いますが、調整と言ひますか、そういうものはこれは避けられないのじやないか、極端に自由放任にしてしまうと、いうよなことは到底できるものじやない。ましてやどうしても食糧問題は国内の自給体制が遺憾ながらまだ今日は確立されおりません。従いまして国内で自由に食糧の不安なく、外國に依存をしないでやつて行ける日が来ますれば、これは大いに自由も結構でありますけれども、自由放任にも又或いはなり得るかも知れませんが、今日の段階におきましては、さうような意味での自由といふことは私は許されないのじやないか、やはり適度の調整と、まあ見方を変え言ひば或る意味での統制といふもの必要であるというふうにも私は考える。この食管法の改正といふ問題はそういうた意味合では、大きくこれを考へればそういう段階にあるのではないよかと思ふのであります。ただ今までのようないわゆる割当制度によつて買上げるとか、或いは又配給の切符で以てクーポンで物を売渡すとかそういうよな手数は一切省いた、そういう点で買上げるといふことはそれは統制は廢止されたといふふうに見えると思いますが、只今お

話の上うな面からこれを見れば、やはり決して單なる自由放任政策ではない、又自由党は單なる自由放任政策を絶対やるものではない、今日の日本のあらゆる全体を通じまして、最も賢明なる道を歩んで行かなければならんと考えておる次第であります。

○小林寧平君 政務次官の御説明、甚だよくわかりましたけれども、端的にお尋ねいたしたいのは、要するに現在の段階においては自由の中に或る程度の需給調整は必要である、而もこれは相当強力なる需給調整であろうと思うのでありますて、そこでこれを提案理由のように統制廢止と、こういふうに言われるのは間違いではないか。今政務次官が御説明になつたようなことは國民にはわからない。今までの自由党に対する考え方から行けば、相当変つた感じを與えてるのでありますから、この際又この改正された法案の内容も實質上統制廢止でないのでありまするから、はつきりとこの点は今回の改正は單に管理方式の改正である、変更であるという点を明確にされる必要があると思うのでありますので、重ねてそういうふうにお考へになるかどうかという点だけお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(野原正蔵君) この先ほど御質問はこれは統制の技術の問題、技術的な解消でなく一つの哲学的な考え方と申しますか、その政治的の考え方の上から立てば、先ほども申上げましたように、いわゆる自由の中の統制である、というような考え方で進めておるわけであります。ただ、今までの供出制度或いは配給制度というその統制技術の面から見ますと、今度の分

はそういった末端の点を縛らない、飽くまで自由にやつてもらうという点におきましては、これは統制は廢止され、こういう形になるので、技術的にこれを解説しますといふと、問題を局限いたしまして、いわゆる技術といふ面から見れば、これは統制廢止であるということが断言できると思います。即ち大きく日本の農政、生産者とか或いは消費者という立場を考えて、又日本の置かれておるいろいろな国際情勢の立場、或いは食糧の不足の問題、自給度の向上をめざしてやる、而もなお且つ今日ではまだ外国からの輸入に仰がなければならないといふ点を考えますと、これはやはり国家全体としては需給の調整が必要である。従つて言葉を換えて言えば、或る意味での統制は考えなければならんと思いますけれども、統制という一つの技術的の面から見て見ますと、供出制度もなく、配給制度もないでありますから、これは統制廃止といふうに技術的に考えて一向差支えないのではないか、これで矛盾はないものだと私は考えております。

のお考えから行けば、供出配給制度をやめるのであつて、何も統制を廃止するのではない、こういうふうに強力なる統制でありまして、技術的に考えましても、全部の生産者からの申入に従つて一定の価格で貰う、而も今度の衆議院の附帯決議によれば、二重價格制度を採用しなければならん、このために赤字が出たら国家の財政支出でこれを補填する、こういうことでありますから、技術的に考えても統制である。従つて次官は技術的技術的とおっしゃるけれども、それは技術のうちの仮にそういう言葉を肯定するにしても、技術の一部分の配給供出の点について取上げて言われておる。こういうふうに私は解説するので、重ねて申上げると、私は自由党に対して正確に国民の認識を得させるためにもこういう表現は非常に誤まりが多い、こういうふうに考えるのであります。この点はつきりとこれは技術的見地からその供出配給の部分についての技術的操作をやめるんだ、こういうふうに天下に声明される必要がある、こういうふうに思いますが、これ以上にこれは御答弁の必要はございませんですが、又先ほどからいろいろお尋ねいたしましたのに関連いたしまして、いろいろ資料の提出あるいは本日の御答弁を検討いたしまして、改めて質問することにいたしました。

そういうふうに受取るのではないか、ただ政府が需給調整をするといふうなことまで立入つてそこまでやるから、やはり統制は継続されておるのだ、と、そういうふうに一般国民大衆というものは私は受取らないのではない、か、これはやはり国民大衆といらむの統制という観念に対する取り方、その辺を考えますと、いうと、やはり政府の考えておりまする、提案の趣旨にも、弁明にもありますような、「これまでの供出配給制度を廃止すると共に統制廃止後の委類の需給調整を行なうため」云々ということで、やはり何もそこに矛盾がないのではないかと私はそう考へておるので、それはやはり受取る側の国民の統制といふものの概念といふ点をどういふにつかむかによつて違つて来るのではないか、私どもはそら矛盾はないといふうに考へております。

ありますから価格安定をやる時代とござります。麦につきましては需給の安

○松永義雄君 簡単にお尋ねしたいんです  
ですが、それじゃ新たなる……、何と  
定もいたしましたので、専ら生産者及び  
消費者のための価格安定施策をやる  
段階に来ておる、それをやはり政府が  
調整をいたしまして、それにおける統  
制は今後もきつづく継続する、こういうう  
制でござります。

○政府委員(東郷四郎君)　社会政策といふ言葉でもよろしいが、今度の新たなる統制廃止というのは社会政策的な意味を含んでいるかどうか。

○松平忠邦もそれは直轄にお尋ねしますが、大蔵大臣は奉飯を食つていい、こういうことを言つた。ところが米価の調節をやつておつた当時、稗や粟を食べなければならんような事情に陥れられたものが相当あるのです。そのため紛争をやつて毎日を送つた事実はよく御承知の通りだと思います。ところでこれは私が申し上げるまでもなく、今回は戦前と違つて非常な窮屈であります。これが幾分でも自由の方向へ向つて行くといふことは、あの豊かな米のあるとき、又米価調節が行われたときににおいても稗や粟を食べておらなければならんようではなればならんことになる虞れがあつた、ところが今のような窮屈なときに幾分でも自由な方向へ持つて行つたら、又麦どころか稗や粟を食わなければならんことになる虞れがあつた、

○松永謙雄君 そこには見解の相違がある  
あると思うのであります。輸入すれば何とかそこで融通がつくと、こういふような話でありましたけれども、戦前のように朝鮮や台湾から米に入つて来た当時でも、なお且つ稗や粟を食わなければならなかつた。それ以上に窮屈なときに自由にしたらどういうことになるか、米が配給になつても米を売つて麦を食わなければならん人もある。更に麦が配給になつても稗や粟を食わなければならんような事情が一部にあつたと思います。それが麦が自由になりやがて米が自由になつて、そうして米価調節と言つたつて、普通の値段の幅だけでその値段にとりつくような層が国民全部であればいいけれども、若しそれに外れるようなものが出で来はしないか、まだそこまで……。

格その他の資料等を検討いたしまして、価格政策をやつて十分に行けると いう段階だと考えます。従いまして、消費者価格の考え方でありますとか、この法案で書きましたような、又今後 の運用で行きますような方策をとりますれば、国民全体としての経済の安定に麦の統制撤廃がそう大きな影響があるというふうには考えていない次第であります。

○政府委員(東畠四郎君) 第五と申しますと、日本は食糧は絶対量が足りませんので窮屈であります。我々としては、今日の段階で不足量の米を素早く輸入を確保できる、ただ米につきましてはまだ一均分配給をする段階でありますので、供出もお願いをいたしまして、通帳配給もいたしておりますのであります。麦につきましては、需給価値

○政府委員(東畠四郎君) 我々といたしましては、麦の統制を外すといふことは同時に大きな価格安定政策を背景に持つておるのであります。現在の配給制度、クーポンで農製品をこういう形で買う管理方式を変えまして、価格安定策をやることによつて実質的に物が確保できるであろう、同時に価格につきましても安定する、或る場合におきましてはよりいい品質のものが更に価格が下るという事態も考えられると、うように爰について考えておるのであります。配給制度なり供出制度なり、というものを持たずして廃止いたしましたとしても、政府がこういう形の調整をいたされば、何ら差支えないのじやないかといふふうに考えておるのであります。あと、穀、栗になつて参りま

仮にですよ、自由党さんのおつしやるふうなお考えをお持ちになつてもそれは戦前のような豊かになつたときにやつて初めて意義があるのであって、今日この苦しいときに統制を外し、統制にゆるみをかける、或いは自由の方面へ幾分でも持つて行こう、こういう考え方方は麦飯よりも更に稗や粟を食うちとに追い込む結果になることを私は心配しております。それだから先ほどから聞いておるのは、配給することによつて、万遍なく配られることによつてそこに経済の安定があり治安の安定があるのであります。それを麦すら食えないといったような事情の件うような経済事情が非常に強く現在在しておるときに、何故に今急いでここで外さなければならぬいか、こういうのが私の考え方ですが、これは意見

○片柳眞吉君 私はこの法案の提案されたことにつきまして、あえて政令にはよらないで法律案で出しましたことに敬意を表します。この問題は非常に慎重に審議いたしたいと思つております。ですが、詳細な質問に入る前に政府の考え方を質しておきたいと思うのであります。今松永さんからもお話をあつたような懸念であります。が、一体、この前ああいうような経過をとりました麥の統制撤除の問題を大分今度はいろいろ苦心された点は確かに認められますが、今年の米の供出があまい二千五百万石せいいんだ、こういう時期に、而も国際関係はこれは私以上に政府当局のほうが国際関係なり、或いは今後相の軍備をしなければならんというようなそないう情勢はよく知つていると

すと、これはやはり全体としての国民所得水準を上げて行くという別個の考え方とのかみ合せの問題であります。そこで、食糧価格政策としてはこういう制度で十分達成できるという確信の下に案を立案しておる次第であります。

○松永義雄君 繩長官の御答弁が延びて来ましたから、簡単にその点だけを……。提案理由の中に書かれております品質のいいものを選ばせるようにする、こういうことが書いてある。品質のいいものを作らせる、品質のいいものを選ばせるということは、これは自由主義でよう、これはひとの話ではないのですよ、それじや一体自由党さんの話では統制を外すというお話を徹底しないじやないか、これは意見になるからこれでよします。若しお答になればお答えになつて下さい。又いづれ質問いたし

で、片柳さんも御承知のようには、中央行をいたしましたこの直接統制方式、これは物の足らないときにやつている制度でありますから、そのことと自体の欠陥といふものは相当実はございません。供出制度そのものにつきましても従来いろいろな非難もあるわけであります。又割当そのものもなかなか合理的に行かない点もあり、困却いたしておりますが、技術的になかなかいい方式がありませんので、継続せざるを得なかつたのであります。又配給方式につきましてはいろいろ問題がある。麦につきましては御承知のように配給のほうはクーポン制、選択制、業務用は又クーポンなしにやつているといふような制度で、漸次需給の緩和に伴い移行をしておつたのであります。供出等につきましても遺憾ながら御承知の上

思うのですが、そういうような国内的に見ても国際的に見ても相当私どもは心配をいたしているわけあります。その時期に再びこういうことを出したのは、これは率直に見てどういふところを狙いとしてこれは出されましたか。あるいは従来の供出制が悪い、供出制があったから麦の増産の支障になつているということであれば又一つの理由がありまするし、或いは現在の管理方式では財政上の経費がかかるということで、財政上の負担を軽減するといふことであれば又一つの理由があるのです。その点は又御質問いたしたいと思いますが、一体どういうことが狙いで今年のこの時期にこの法案を出されましたか。その辺を一つ率直に御答弁願いたいと思います。

うに闇的なものが相当あることも事実であります。このこと自体は経済的に申しますれば、政府の売払価格との間を繋いました取引というものが漸次行われて行く。これは或る意味におきましては需給の安定ということも反映しているのでありますて、漸次緩和して来た一つの象徴であります。米につきましては、現在關価格が非常に高く、実効価格が<sup>25</sup>に比べましてまだ相当高い。麦につきましては、実効価格が非常に高くと近接しているということ 자체は現在の段階において現在の数量調整で大体麦の需給といふものは安定をいたしている。これを直接供出制あるいは配給制にすること自体よりは、より農家にとつてもこれは經營は自由になりますし又從いまして相当生産力は供出制度のときよりは価格的にも有利になることは、生産力を發展させる大きな農政の価格政策の一環として私は考えていいのじやないか。配給のほうにつきまして、一番問題になるのは消費者価格が上るのはないかといふ一つの懸念は、これは日本としては麦自体が非常に足らないことは遺憾でありますけれども、輸入の量が相当ありますて、これは将来又日本の農業を國際価格から圧迫する一つの危険性もあるのであります。が、政府がそれは管理いたしまして、一応国内価格と適切いたしまして、管理することによつて相当の量を確保することができます。これを確保いたしましたれば、消費者価格においてそろ大きな不安定感というものは、これはないという見通しをつけております。のことと自体は抽象的ではござ

いませんで、CPSその他の分析資料を相当検討いたしまして、我々事務局といたしましても、もうこういふ形で統制の方式を変えたほうが農民のためでもあるし、消費者のためでもある。こういうように実は考えたのでもあります、それ以外の何ものでも実はないのです。

国際情勢等につきましては、これはいろいろ見解の相違もございましてが、只今のところ米の輸入量の確保の点については何ら不安もございません。又今後そうあるべきではないかと、ようと思つております。その点につきましても漸次日本の米の生産力を上げて行くことによつて輸入を少くしていくという努力をいたさなければならぬのであります。差当たりの輸入量の確保につきましては、今のところ心配はございませんので、こういう形で漸次少く直接的な統制といふものを間接的な形で調整したほうが農民の生産力もより上るし、消費者のためにもいい、こういうように実は考えまして制度を変更いたしました。

○片桐義吉君 そこで字句の問題から始めますが、先ほど管理方式を変更するのだという説明もありましたし、口頭で統制方式を変えて行くというお言葉があつたのですが、これは私は内容的には大分違うと思うのであつて、小林君からさつき御質問がありましたが、私はこの法案で行けば確に管理方式の変更にはなるけれども、統制方式はこれでやめた。やはり統制というものは先ほど政務次官が言つたよ的なやつだだと思いますが、そこでやはり私は政

府側が統制はやめて、別途の管理方法をここで考へておきたい。こういうふうに理解をするわけですが、そうなると來ると、例えは法律の冒頭の第一條に「食糧ノ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス」こういうふうになつておるのであります。確かに米についてはこの通り需給及び価格の調整並びに配給の統制までやつておるわけであります。爰のほんとうは前段の需給及び価格の調整は確かにこの条文で出ておりますが、麦の統制は明瞭になくなつておるものと理解をするわけですが、その辺が私の意見が間違つているかどうか。それが第一点。

それから配給の統制を外すといふことになりますと幾多の問題が派生的に起つて来ると思うのでありますが、これはこの前の米の統制撤廃の際にも私は御質問いたした点であります。今年の政府の計画でも三百五十一万トンの外国食糧を入れる。こういうことになつておりますが、この数量は大体現状並の食糧が我々国民の腹に入るということです。これが組まれていると思うのですが、ところが配給の統制なり供出制度をやめて行きましては、麥の消費量はもう自由になるわけですが、そうなつて來ると一部には人間の直接の口へ入りませんで家畜の腹に入るような飼料に變が使われるという意味でもう一つの問題が出て來ると思います。が、それからもう一つは外麦は政府が全面的に管理をして第一条に書いてある需給及び価格の調整を外麦を中心としてやることになるわけであります。が、こうなつて來ますと、これは觀念的かも知れませんが、現在程度の食

生活を保持するためには三百五十一万トソ、これは絶対不足量でありますからこれはもう当然輸入しなければならぬ。これはもう絶対不足量ですからこれは政府は計画的にそうすることになると思いますが、併しその価格調整なり需調整をするということになれば絶対不足量だけではそれはそういう機能を發揮できないのであります。絶対不足量プラス・アルフアーレを政府は輸入しませんと、こういふような需給及び価格の調整機能はできないといふ観念的にはそりうことが言えると思うのです。而も片一方では国内の消費としては人間の口には入らないで、家畜なりその他の方面に相当消費されるという可能性もあると思うのですが、そうなつて來ると輸入数量も從来通りよりも相当増加をしませんといけないのじやないかといふ、少くとも観念的には私は結論が出ると思うのです。そういうことに対する政府の見解をお伺いいたしたい。

がなくなつてしまふのです。そうすると折角政府は相当の負担をして充却をいたしましても、肝腎の消費者へ渡る場合においては或いは場合によつては高いものを見う、又は言葉を換えれば中間の加工業者なり、配給業者がその間に普通以上の利潤を獲得するという危険性があるのじやないか。これはまあ司令部があつた場合には補給金といふものは配給統制といふものとリンクしなければ必ず出せないというのが司令部の方針である、これは私は理論としこは正しいと思うのであります。そういう点補給金を認めながら片一方では配給統制を、(袋)配給をやめてしまうということは矛盾をいたすと思うのであります。が、ともかくその需給が安定したと言いまするけれども、私は要するに昨年の麥といふものが非常な豊作であつて政府の買入数量はむしろ廿か月たのだ。ですから相当数量が横に流れこつちを政府は殆んど取締をしておらないというのが、昨今の麥の統制が殆んど崩壊しておるということであると思うのです。これは予算委員会で政府からもらいました資料によつても、二十五年度においては麥の貯蓄法違反の検挙件数が約三万九千件あつたわけでありまするが、二十六年度においては五千件ぐらゐしか検挙しておらない、これは国警当局の答弁としてもそれは実体上麦については殆んど取締をしておらないような実情であります。ですから統制が崩壊しているのは、これは前の安孫子君にも私は申上げた点でありまするが、これはむしろ政府が崩壊するような態度をとつたのであって、而も警作だということがその大きな根本の理由だと思うのであり

ちに律するということも一つの危険があるのではないかとうふうに思うのであります。また大体以上御質問いたしたい点につきまして……。

○政府委員(東畠四郎君) 第一の御質問は、第一条に関する法律問題だと思ひますが、第一条の食糧を管理する。私は統制撤廃と言つたか知れませんが、これは管理のほうがいいと思います。管理するという形はこれは国自身がやはり国民生活の安定のために配慮をするわけでありますが、その態様といたしまして、その需給を調整いたしましたり、価格を調整いたしましたり、配給統制をやるというふうに解釈しております。おの／＼商品の性格によりまして管理の態様をこの三つに制限をいたしましてその目的を果してい。る。たま／＼麥につきましては、配給統制は片柳さんのおつしやるようになれば明らかに廢止するわけであります。が、需給及び価格の調整につきましては國が強力に管理をするという意味におきまして、第一条の目的としては矛盾じやないのじやないか。こういうふうに政府としては実は解釈をいたしていいるような次第であります。

第二の、統制を撤廃した場合には何かの需要が起るのじやないかといふ御質問、まさしくそういう懸念も実はありますて、我々のほうといたしましても随分検討をいたしたのであります。農家のほうにおきましては、これはすでに飼料その他の保有等も認めておりますので、そろ大きな需要はない。飼育のものについてはこれはやはり価格との関係にもなつて来るのですが、今までその他の副産物等も相当これは麦

そのものから出でてゐる現在であります。それで、麦そのものの需要が統制の撤廃といふ一つの理由のために殖えるといふことは我々としても考えられないといふことはいろいろ検討の結果、結論といたしまして、有効需要そのものの調査で、これはまあ非常におずかしい問題であります。が、統制撤廃をいたしました。それでも、そり需要といふものは植えないとやないかといふふうに私は考へてゐるのであります。又ランニング・ストックを相当持たなければならぬのじやないかといふことはおつしやる通りであります。我々といたしましても、統制を解く場合におきまして、又統制中でもそりであります。相当のランニング・ストックは当然必要だと思います。現在大体百万トン、これは玄米換算であります。が、程度のものは常時持つてゐるといふような形において調整をいたしてゐるのあります。飼料等もそういうような状況になつております。その程度の余力を持つ。なお相当先物まで手当をいたしておりますので先づその点の不安もないのじやないかといふうに私は考へてゐる次第であります。輸入量等はこれがために殖えるといふことは考えておりませんが、今後国内の、やはり供出制度によりは、或る有利な地区においては相当地農家のための価格は私は有利になるといふうに考へまして、その方面的生産力といふものも決して心配は要らないじやないじやないか、勿論本年若干の面積は減少いたしております。併しそよろ分析をいたして見ますと、麦の主產地の主産地でない地域におきましては空

種という有利な種類の生産に相当転換しておりますが、価格そのものが合理的であれば決して生産力を落すということにはならないというふうに考えております。それからもう一つは輸入補給金との関係でございます。この点も一番又議論のある点だといふことはよく実は了承いたしております。輸入補給金が今日の段階では消費者のための補給金であるということは、これは当然でございます。従いまして、こういう形の管理方式を変えました場合に、輸入補給金をつけた原麦の安いものがそれが消費者のためにならないようでは、これは本当に意味がないわけであります。配給統制をしなければ輸入補給金を出さないということとは、配給統制をして、<sup>(2)</sup>をつけることが一番輸入補給金を出すことには、一番これがすつきりしておるのであります。配給統制がなくなつた場合においても、製品の価格そのものに対しても政府が操作する自信があれば、これはその本質はちつとも変わらない、輸入補給金をやめても構わない、やめていいといふ形式論は成り立たないといふように実は考えておるのであります。問題は原料というものを操作することによつて製品の価格が上らないかどうか、こういう問題に盡きたと、こう考えております。只今のところ政府としましては、麦につきましては、四分の三、全体として三分の二程度のものを管理いたしまして相当のストックを持つておる、こういう大きな資金というものを動かしてストックをしておるのは、今日の貧弱なる国民経済におきましては、政府以外に勿論これはないわ

けであります。政府のその大きな量の操作、而も我々といたしましては相当によつて、事實上の操作をいたします。これは計画的に、事前に政府の配給原麦数量というものを公表いたしましたが、製品価格にまで込められる等によつて上るということにつきましては、何らの実は懸念をいたしていなければ、この原料に対する補給金といふものであります。その点等につきましては、原麦操作によつて十分製品そのものが、競争の原理等も入ることによつて下るであらう、或いは安定するんじやないかといふような実は確信を持つておりますので、決して輸入補給金そのものの性格は、末端において変つて来ないといふように実は考へておる次第でござります。なお問題は地域的に非常に山奥でありますとか、そういう地帶等につきましては、これは輸送その他からなか／＼困難だといふ事情等もあり、地域的にはそういうものを製品にして政府が輸送するということを考えられますので、若干の委託加工制度もやはり残しまして、精麦製品等を政府が手持をいたしまして随契等でこれが売却等を考へて参りますれば、その方式で参りましても差支えないとやないかと、こういふうに実は考えておる次第であります。

殖えて来ればとにかく麦の需要が殖えて行くことは、これは私は理論的にも言ひ得ると思うのです。従つて需要が別途にあるわけあります。家畜がやはり相当の疑問を持つのであります。それから配給の統制をやめても輸入補給金は矛盾はしないということでおあります。これがもつて見なければわからんわけであります。ただ相当二百七十億というような相当巨額の国費を使つておるわけでありますから、それをつけて安く国内に出しながら、中間の業者が不当な利潤を得るということを防止する保証はこれはないのであつて、この辺は更に又各論において御質問いたしたいと思いますが、そういう点からの関連で、更に御質問をしたい点は、衆議院でこの決議がついておりまするが、二重価格制をとるということありまするが、生産者価格と消費者価格との間に相当大幅な二重価格制が布かれて参ることになりますると、政府は農家の希望に応じて買うという受身の恰好になつておりますけれども、その値動きが、非常に大きい場合においては、これは全面的に政府がやつてくれる、こういうことになると思うのであります。そうなると、結局非常に迂回した、手の込んだ管理方式をやるというふうな私は見方もできると思うのであります。それかも若しも二重価格制をやらないと、又やつてもちよつぱりした二重価格制しかやらんということになりますと、今度は農家は逆選択をいたしまして、工場に近い、或いは消費地に近い農村の麦は、逆にこれは一般の市場に販売され、僻謫の地、不便な農村で

できた棗だけを政府が買うことになつて、そなつて来る、結局コストの高いものだけを政府が拾い集めるといふような事情も出て来ると思うのであります。

〔理事山崎恒君退席、委員長斎藤〕そこで果してその二重価格制を本当にやるといつもりかどうか。衆議院における御答弁もあったと思うのであります。が、又これは米価審議会でも御質問いたした点であります。が、果して大蔵大臣なり、政府全体としてこの法案を読み、又説明を開きますれば現行の食糧管理法でも二重価格制が当然できるわけであつて、米は生産費を基準として貰うと、消費者価格は家計費を見てやるということから、現行の食糧管理法でも二重価格制をやるといふのが、布かれておらない。ありますから、果して二重価格制をやるという完全な、そういう意識的な、又政策的な十分な決意なり考慮があつて、果してこれをされておりますかどうか。これは政務次官にお伺いいたしたい。

なのあります。ただ先般衆議院のほうの農林委員会で決議がございまして、買入価格のほうは二十五、二十六の年度を基準とした方式で買上げるようについて、それから消費者価格

在やつております特別会計において、  
或いは或る程度の赤字が発生すること  
があらかじめ予想されるのであります  
す。それに対しましては善処をいたす  
といふ大臣の答弁でございまして、こ  
れをはつきりした二重価格制度を採用  
する方針にはつきりきつたといふを  
うに御解釈下さることは、少しまあ違  
うんではないかと、ただこの問題は非  
常に大きな政策としての問題であります  
すが、現在決議案として御要求になりま  
した事柄も格別はつきりした二重価  
格をとろうといふような意味合ではな  
いのであるといふうに私どもは御解  
をいたしまして、まあできるだけ再生  
産の確保を旨とするということを以て  
買入れをする、それから売渡しのほう  
においては現行価格水準以上には高く  
しないといふことの意味を、政府がは  
つきりした二重価格をとる方針だとい  
うふうに御解釈をされると、少し我々  
の考え方とは違つて来るわけでありま  
す。そこまで強い決意を持つておると  
いうわけではございません。まあ赤字  
が出た場合には、相当大きな赤字であ  
つても、これは止むを得ず一般会計か  
ら補填する、而もこの御決議の趣旨ど  
うならば、これはどうも相当の赤字  
が出るから、出ても止むを得まいとい  
うことの決心はしておる次第でござい  
ます。

○片柳眞吉君　この点は又改めて広川農林大臣の御出席を得まして質問いたしたいと思います。たゞ私も初めから目的的に二重価格をやろうということを申上げておるのでないであつて、

に家計費その他の事情を斟酌するということになれば、結果においては二重価格制が当然起るという点をはつきりとおっしゃるわけありますし、米、麦についても、兩方とも二重価格制が結果において起るということをやつておりますが、現在の米についても当然二重価格制が予定されるわけありますし、米、麦についても、政府が断言して頂くかどうかが、我々としても重大な問題でありますので、重ねて広川さんに御質問いたしたいと思います。

それからその次に、これは小林君の御質問になつた点と多少ダブつておるかと思いますが、今度の改正案によりますると、生産者価格のほうは少くとも米の買入価格を規定した第三条の二項の文章です、それから麦のほうの、第四条第二項に規定しておる麦の買入価格のところは、少くとも文章が違つておるわけであります。文章が違つておるということは、内容も違つておるというふうに我々は思うわけであります。が、ここで端的に御質問いたしたいのは、米はまあ供出制が続くわけでありまするが、この供出価格と新管理制度による麦の価格とは、これは考え方

それからもう一つは、極めてこれは鬼近な質問でありまするが、一休米とおどつちの方式がこれは農家にとつてベタ一であるか、その点を一つお伺いした

○政府委員(東畑四郎君) 第四条の第二項と第三条の二項の各決定方式、明らかにこれは文章も違いますし、内容の違いもあります。第四条には明らかにこれはパリティ方式といふもの其準として麦の生産事情、米価といふものを参酌して算出するのであります。が、米のほうは生産費、物価その他の経済事情を参酌してと、いうように、明らかにこれは価格体系の立て方としてあります。たまく米についておきましては終戦後パリティ方式をとております。場合によりましてはパリティ方式の算定のほうが、生産費の計算より方勿論いろいろありますが、農林省で今まで考えておつた算定方式であれば、パリティ方式のほうが有利に出来た場合もあります。不利に出た場合もあります。おのづく商品の性格等によりまして、麦等につきましては現在の段階では、この方式でやるのが一番合理的に行けるんじやないかとうように考えております。算定方式は違いますけれども、根本の考え方の方針、精神におきましては、これは米とも一貫しておきます。方式は明らかに違う、どちらが有利かと申されまして、政府としましては、共に均衡ある価格で決定をすべきであると、いうふうに思つております。

しては、一休供出價格と指定買入價格とは、やはり何らかの少くとも観察的ではあるが、これは供出をするんだから、こつちは少くとも有利という考え方がある。それで、出て来るんやないかと思うのです。

答弁が伺えれば幸いと存りますが、それから價格關係でもう一つ質問いたしたい点は、消費者價格の第四条の規定で、先ほど補給金と賃制度との関係を御質問いたしましたけれども、消費者價格をきめる場合には、第四条の二項の規定を準用しておりますまして、家計費、物價、その他の經濟事情を參照してこれを定めるということになりますが、ところが私の記憶によると、第四条の二項の家計米價というものは、何といいますか、家計費の中で占めておる娯樂費であるとか、そういうまあ第二義的の家計費の一部を主要食糧の貿入に振替えると云ふふうにてておると思ひますが、同じ規定を適用しておりますが、この間の説明をお聞きますと、家計費が上つた率だけは、麦の價格が上つてもしようがなかまい、まあ言葉を換えますれば、家計全体の中で麦を買う支出の比率が變ふん限りは、これはまあ上げないで行くと、こういう説明がありましたわけですが、ありますから同じであるが、その実際の適用は異にしておる点が、先に米、麥の生産者價格、これは文章が同じでありますから同じであると、又逆な關係、

出て来て、この辺がどうであるか。それから消費者価格を最近の家計費を基礎として、家計費が全体に上つて来れば、上つただけは米の価格は上げてよいらしいということありますか。(これは現在のエンゲル係数が、まあ政府は多少下つたと自慢にしておりますが、それにしても半分以上は食糧の費用に家計費は使われておるのであります。五・五%ということになりますが、その率をベースにして、消費者価格のはうはいいのだということは、これはちよつとひど過ぎるのではないかといふ感じを持つのですが、だからどうして米のほうの家計米価と、四条の三の三項で準用しているのは、これは逆に文章は同じであつて内容は違つて來ているということが出て来ると思うのですが、どうですか。

からといって追払いをするというようなことはないであります。従つて米の場合はあとから追払いという制度もあるので、これは飽くまでも今までにかかるた経費といふやうなものに基準にして考えて行つても差支えないのじやないか。ただ麦の場合はあとから払えないということをいろいろ考へると、その当時の国内における経済事情といふやうなものを考へませんといふと、或る時期を一つの基準として絶対に動けないようなことになつておりますといふと、非常に困る場合がある。従つて或る程度の彈力性を持つ再生産価格といふやうなことにしないとうまく行かないのじやないか。そこに多少考え方の違ひが出て来るのじやないか。まあその辺は文章として考へて見ると、まああとから審議院のほうの委員会で修正になりますして、再生産価格云々といふ非常に貴重なる文句がここに挿入されたわけであります、その辺が非常に大きな意義を持つものだらうというふうに考えております。

單な制度になつております。従つて毎年やはりC.P.S等から來ましたエンゲル係数等を斟酌しまして、家計に実質的な負担にならないような、或いは免稅とか、いろいろな制度とか混合させて米の値上りを考えているのであります。今回の麦の家計費を基準とするということにつきましていろいろ検討の結果、何だかやはり政府としてはつきりしておいたほうがいいのじやないかというふうに考えた結果、やはり言葉は麥であります。が、麦エンゲルと言いますか、麦の支出限度をそう上げないということは考えられます。東京都の家計費調査等から見ると、まだ二十五年、二十六年が大体全体の家計費の四三%と漸次下つて来ているのであります。その程度のものを基準として今日の家計費をきめるとか、それを先ず最高限度として入れる。勿論決議等の趣旨もあり、本年度の予算等における価格は我々が今推定します家計の最高限度よりやや下になる。確かに五百五、六十円まではこれは行けるのではないかと考えております。何らかこの点も米とそろ根本精神は變つていない基準を置いたらいいのじやないかというので、麦エンゲル係数的なものを限度としてはどうかという、こういう考え方をしているのであります。

米のほうは生産費、物価その他の経済事情を参酌してきめる。麦のほうはパリティで求め、こういうふうに書いたある。今度は法律をこの通り書けば務次官の御答弁の通りだとすれば、米のほうは從来通りの、占領下にあつたむしろ米のほうがパック・ペイといふ問題が起きて来るのです。ところが政邊が矛盾するのじやないかと思います。

それから東畠長官の答弁でわかりました、今度そうすると逆に言いますと、麦の価格は今言つたようにきめられたる。標準価格はそうすると米のほうも、同じ米に関する今度は米のエンゲル係數的な価格ということになると、米も麦も家計費の上つただけは消費者価格は麦も米も上げてよろしい、そういうことになると、いよいよ米麦両方とも現在のエンゲル係數が仮に五十四としますと、これ以上は下らんのだ、こういふ実は消費者としては私は大きな問題になると思うのであります。その点がどうもそうなると思うのですが、そうなつて来ると、これはやはり同じ規定であれば、同じ解釈をとれば米もそういうふうになつて来る。又消費者価格としては一つの大きな問題ではないかといふうに考へるのであります。

えております。差につきましては先ほど申しました四五%，米をそれじやそういう麦と同じようには政令で書くにおいては、これは米価審議会等の意見も十分聞きまして考えたいと思います。

○委員長(羽生三七君) なおまだ御質問もあるらうかと思ひますが、本法案に関する質疑は明日に譲りまして、次に片柳委員から御要求がありました塩価の件に関しまして若干時間をとりたいと思いますので御了承願います。なあ、先ほど小林委員から御要求のありました資料を成るべく速かに御提出下さるようお願ひいたします。

○片柳義吉君 食料塩の関係で政府当局に質問をいたしたいのですがこの問題は実はもう數次当委員会でもいろいろ御質問をいたし、又政府からいろいろ御答弁を頂いておるのですが、私どもといたしまして特にこの際お聞きいたしたいのは食料塩に関してあるような申入を当委員会としてもいたしております。政府においてもできるだけ善処をいたしたいといふような御答弁もありましたのですが、ところが現在この国会にそういう問題があるにもかかわらず、水産関係の漁獲品に使ふ塩について特別価格を設定するという法案が実は政府から提案されておるあります。これは非常に私は当委員会としては心外に思つたのであつて、あれだけの我々が要望をいたし、又相当詳細な質疑を本日までにいたしておるわけでありますが、それにもかかわらず殆んど当委員会には正式のお話もなくして、水産製品に使ふ塩については特別に安く売る、こういふ法案を出されましたことは、実は

甚だそのいきさつを私は遺憾に思うの  
であります。塩が安くなつて水産製品  
が安くなることそれ自身は何ら異議は  
ないわけでありますけれども、あれだけ  
の経過をとつておるにもかかわらず  
、味噌、醤油なり、或いは漬物用な  
り、或いは家畜にやる塩等を据え置い  
てああいう措置をとつたことは、極端  
に言えば我々の委員会の申入を殆んど  
無視しておるといふような実は感じが  
いたすのであります。而も専売公社の  
経理内容は塩に関するては殆んどもうぎ  
りぎり一ぱいである。ですから特別価  
格の分野が残えて来ることは結局残さ  
れた食料塩のほうに場合によつては負  
担が転嫁をされるといふ危険さえ今後  
予想しなければならんと思うのであり  
ます。そこで我々の要求を御承知であ  
りながら、特に水産製品についてああ  
いう法案を出されましたことにつきま  
して、これは農林省当局及び大蔵関係か  
ら一つはつきりした我々の納得の行く  
御説明を承わらないといかんと思いま  
す。それが第一であります。

それからもう一つは、輸入価格が多  
少予算と申しまするか、予定価格より  
も下つた関係で、この間若干この値下  
をされたようであります、この値下  
をされたのもたしか食料塩が五百円で  
ありましたか、それから工業塩等が七  
百五十円ということで、この値下の関  
係も又我々の從來の要望を殆んど容れ  
ておらんじやないかといふ実は感じを  
ああいうことを出されることは我々の  
申入を少くともこれは無視しておると  
いうふうに考えておる。甚だ遺憾であ

つて、これは農林省も恐らく御相談があつたことと思うのであります。が、結局水産製品の特別価格それ自身に私は反対するのではなくて、他の関係等なり、従来のいきさつから甚だ心外に思はうわけであります。以上の二点につきまして、政府当局から、特に農林政務次官からは一つその辺がどうなつておりますか、お聞かせ頂きたいと思います。

す。従いまして、ソーダ工業関係を除いて、外いたしますると、約百万トンの販売のうち、専売公社として一般に売ります百万トンのうち、国内から出て来るものがその六割の約六十万トン、それから輸入から出でて来るのが四割の四十万トン、そういうふうな状況でございます。従来この国内製塩につきましては、塩田の各種の設備を近代化する、経営を合理化する、或いは政府賃金を低利で供給するというふうなことで合理化を図つて、国内製塩のコストをできるだけ切下げる。輸入塩につきましては、できるだけ安い塩を獲得するというふうに努力する。要するに取得原価を下げ、できるだけ低くし、又公社における取扱の経費、例えば巡回いたしまするとか、保管しますとか、諸取扱経費ができるだけ節約するということによりまして、塩の原価といふものをできるだけ下げるということにして、一般価格を下げるという努力をいたして参るということが一つ。去る五月一日に一般用塩につきましてトント当り五百円の値下げをいたしました。それは從来当委員会におかれましたいろいろ御指摘になりましたような御主張に対して、そのラインに沿つて努力して参った一つの経過的なステップでございまして、なお本年度の経過中におきまして、本年度末までの間におきまして、只今申しましたよらないいろいろの努力は続けて参りたい。そういう努力を続けて参ります段階において、一般用塩の価格が今後下げ得る段階が来ましたら、又下げて行くと、それからソーダ工業用塩につきましては、これはソーダ工業といふものが

国際市場で以て競争する、英米の商品と競争するということと、国際競争力の点に着眼しまして、特別価格が從来設けられておりますが、この基になつておりますのは原塩でございまして、原塩の主たる構成要素は船賃でございます。船賃は本年度予算で予定しましたのは船賃含みの CIF 価格というものは一トン二十ドルと予定してございましたが、大体本年上半年四月——九月の買付の契約の単価と、いうものを見ますると大体十八ドルぐらいになつております。そこに二ドル程度の値下りが出で参りました。従いましてこの CIF 価格の二ドル程度の値下りといふものをソーダ工業については完全に何と申しますか、その値下りの利益をソーダ工業に返してやるという意味におきまして、約二ドルの値下げを五月一日に実施したわけでございます。つまりソーダ工業につきましては全部輸入であつて、輸入塩の値下り分だけそこで値下げをしたというわけでございまます。ですが、ソーダ工業はこれは今後若し船賃が或いは逆転をして若し上るといふふな場合には又上げるという旨を以て、そういう意味におきましてソーダ業界からは大体四半期ぐらいい CIF 価格にスライドしたところの価格で以て或いは上げ或いは下げるというような政策が望ましいということございましたのですが、併しながら専売公社の事業の損益をみたり或いは予算を経理したりするというふうな見地もございまして、大体半年ぐらいいの趨勢を見ながら上げ下げして行くといつもりでございます。

しますれば、なお今後若干の値下げの余地はございますが、この一般用塩につきましては、余り一遍下げたものを又上げるということは成るべく避けたいということでありまして、ここ大体年度の見通しを立てて余り変動のないところの価格を、而も適正な価格を立てて行きたいということで考えております。

なお、先ほど申しました通り、常に取得原価を安く、又取扱諸経費をできるだけ節約するということによつて一般用塩は安く供給するという根本的な観念、及びその根本的な観念に基く努力といふものは今後も続けて参るということは固く御約束する次第でござります。

なお、塩蔵用塩の問題はこれは皆さんよく御承知の通りでございますが、非常に古い問題でございまして、実は皆さん御承知だと思いますが、昨年の二月に閣議決定いたしまして政府提出法律案を用意したのでございます。ところが司令部の中で、大多数の関係部局はOKを與えてくれたのであります。が、物価を担当する或る係官が実は事務的に反対をいたしました。その結果司令部から正式のOKもなく正式の拒否もない、一種の轟りつぶしの運命に達成したのであります。政府といたしましては、その当時からいろいろ司令部折衝を続けて参りました。その後昨年の夏から秋にかけまして、政府を懇懃されるという意味におきまして、又塩蔵用塩に対する特別価格というものが広く国民の間の盛り上った輿論であるということを示すためには、国会の各政党派を超越した問題として司令部に折衝するのが聰明であるうとい

うふうな御意見が有力となりました。その結果昨年秋自由党、社会党、民主、三党の政調、或いは政策審議会と申しますか、そういうような機関で御相談がございまして、三党の共同提案として昨年秋对司令部折衝が行われたのであります。併しその際にも春の政府行いました対司令部折衝と同様にやはり正式のOKが得られない。今年になりました三月頃から、政府提案であれば司令部としても認めようというふうな反対者の意見が緩和いたして参りました。そういうような空氣もありましたので、国会のかたぐともいろいろお打合せをいたしまして、政府提案として提出いたすということに相成りました。この塩蔵用塩は漁獲物の塩蔵の費用を引下げるによりまして塩蔵製品の供給を殖やす、農山村における動物性蛋白質資源の供給を殖やす、安く供給するという重要な政策を抱ておるものでありまして、そういう意味で御了承を願いたいと思います。なお一般用塩の五百円値下げの問題は或いはあらかじめ御相談なくちやならないかとも考えたのでございますが、一般価格のこの値下げということをあらかじめ申しますると、どうもこの塩の元売り、小売りの段階でいる／＼妙なことが起りますので、そこのところ非常に実際問題として悩みの種でございまして、そちらの事情もよろしく御推察を願いたいと思います。

○片柳眞吉 前段謹々お話をなつた点は、これはまあ大体承知しておりますが、ですからこの場合の我々の申上げることは、速記録で御覽頂ければわかると思うんです、要するに特別価格制度といふものが一つの根本的な検討をするのぢやないだらうか、そういう見地から申上げておつたのであります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適当かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げているんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということをこの閣議決定はおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適当かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適当かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適当かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適當かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適當かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

申上げたいと思ひますが、政務次官、その辺の御事情を御承知でなければ別にあります。が、今日は時間がありますが、今日は時間がありますが、どうせんから、もう詳しいことは申上げませんが、要するに塩の専売制というものが果して特別価格制度をやることが適當かどうか。専売益金を挙げるわけでもない。要するに需給調整をすることがとと国内塩業を保護する、それはいいと思うんですが、要するにそれを私どもはブルーすることができよろしいんぢやないだらうかという建前で申上げていないんです。まあ詳しいことは速記録で一つ御承知を願いたいと思います。從つて今度の五百円でもやはり二ドル下れば七百二十円下る。それは工業塩のはうが七百二十円、それから食塩は僅か五百円、やはり値下りの率も低いのぢやないか。これでは我々の要望の全面的な解決には殆んどおらないことを申上げているわけでありまして、閣議決定をしたからといふことは間違はない。併しこれがおかしいということを言つておられる、而も味噌、醤油、或いは安く供給されることには問題はない。併し片一方味噌、醤油、そういうものが高くなつてはこれは困るし、むしろ何といいますか、横の不均衡という考え方があるどうしても説明がつかんのじやないか。何か益金でもあつて、益金を減らしてそれで特別な価格を作るといふならこれはまだ意味があるんです。特別価格の幅が殖えて来れば、場合によれるという点を心配をいたすわけであります。経済はわかりましたけれども、どうもそれでは説明にならんといふことを今日は申上げまして、これは

<p><b>紹介議員 内村 清次君</b></p> <p>現行の松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律は、松くい虫の駆除措置を農林大臣あるいは都道府県知事のみに限定し、市町村長になんら協力を求める措置を規定していないが、かくてはこれが駆除徹底を期することは困難であるから、知事は必要があると認めるときは市町村長に協力を求めるができるよう本法の改正措置を講ぜられたいとの請願。</p>
<p><b>第一七〇九号 昭和二十七年四月十日受理</b></p> <p><b>北海道羊蹄山崩壊防災砂防施設事業施行に関する請願</b></p> <p><b>請願者 北海道虻田郡直符村長 田端元外一名</b></p> <p><b>紹介議員 堀 未治君</b></p> <p>北海道直符村は羊蹄山のふもとにある畑作農村であるが、大正初年以來數度の山地崩壊と融雪雨期の出水によつて、農耕地の荒廃がはなはだしく、このままで、現在残つて百八十余町歩の耕地を数年をまたずして耕作不能となるが、乏しい村財政では何等の対策もできないから、全額国費による羊蹄山崩壊防災砂防施設事業を施行せられたとの請願。</p>
<p><b>第一七一二号 昭和二十七年四月十五日受理</b></p> <p><b>鹿児島県林業試験所の国立移管に関する請願</b></p> <p><b>請願者 鹿児島県議会議長 米 山恒治</b></p> <p><b>紹介議員 西郷吉之助君</b></p> <p>鹿児島県は本邦最南端に位し、気候温暖多雨で、亜熱帶・熱帶樹の生育に適</p>
<p><b>第一七四八号 昭和二十七年四月十五日受理</b></p> <p><b>森林鉄道を十勝清水駅まで延長運行する請願</b></p> <p><b>請願者 北海道上川郡清水町長 西川興三</b></p> <p><b>紹介議員 堀 未治君</b></p> <p>清水管林署管内十勝川上流トムラウン</p>
<p><b>第一七四〇号 昭和二十七年四月十五日受理</b></p> <p><b>中国四国地方に国立園芸試験場設置の請願</b></p> <p><b>請願者 愛媛県知事 久松定武</b></p> <p>中国および四国地方は、日本海、瀬戸内海、太平洋の三海域に開まれて極めて複雑な地勢と気象条件を備え、ことに瀬戸内海の気温、降水量、日照等特異な自然条件は、多彩な園芸業を成立させ、その産物は、全国に出荷され、一部は海外にまで輸出されている。しかしして今後さらに生産の増加と品質の改善を図るために、同地方の特殊な立地条件を利用して園芸の試験研究機関が必要であるから、農林省中国四国農業試験場の一環として園芸部を設置せられたいとの請願。</p>
<p><b>第一七八六号 昭和二十七年四月二十一日受理</b></p> <p><b>農業試験場の設置災害復旧事業費国庫補助等に関する請願</b></p> <p><b>請願者 宮崎県延岡市長 仲田 又次郎外八名</b></p> <p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助等に関する請願</p>
<p><b>第一八八六号 昭和二十七年四月二十二日受理</b></p> <p><b>農業施設の強化確立等に関する請願</b></p> <p><b>請願者 岩手県大野村地内開拓地に開拓道路開設の請願(第一九八八号)</b></p> <p><b>紹介議員 岡部 常君</b></p> <p>農地および農業用施設に対する災害復旧事業費の国庫補助支給は、あまりにも遅延しているため、関係者はいちじるしい苦境にあり、ことに、同事業費の資金を農業協同組合が調達している関係で、補助金の遅延は、農業協同組合の活動および農村の経済にも至大な支障をおぼえているから、少くとも事業完了の分については、すみやかに交付せられたいとの請願。</p>
<p><b>第一九二六号 昭和二十七年四月二十三日受理</b></p> <p><b>蚕糸業振興に関する請願</b></p> <p><b>請願者 岩手県岩手郡滝沢村議會議長 澤田岩次郎外十八名</b></p> <p>岩手県滝沢村は、一般平衡交付金および特別交付金の交付により、ようやく</p>



合ひをみて供給の円滑を図るため、す  
みやかに飼料需給調整の制度を確立実  
施せられたいとの陳情。

第一〇一〇号 昭和二十七年四月二

十三日受理

家畜共済掛金国庫補助に関する陳情

陳情者

東京都中央区銀座東四、

四社団法人日本畜産協会

長

岸良一

有畜農家創設事業に伴う家畜共済掛金  
率は、昨年六月に改正されたが、料率  
の引上げが大きいため、農家の負担を  
大きくし、このままでは折角の無家畜  
農家解消施策も坐折のやむなきに至る  
から、有畜農家創設事業に係る導入家  
畜の死亡廃用共済掛金は、半額を国庫  
負担とせられたいとの陳情。

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁